

「いじめの重大事態」認定後のフローチャート

「いじめの重大事態」認定

台北日本人学校

【いじめ防止対策委員会】の開催（隨時）

(校長・教頭・教務・生徒指導担当・養護教諭・学年主任・当該学年職員

SC・日本人会・他)

- ・報告と共通理解=事実関係の把握と整理

➡ 「いじめの重大事態」認定後の対応

- ◎関係児童生徒への指導方針、指導体制、内容の決定（具体的に誰が、どのように）
- ◎再発防止策の協議（SCなどの専門家からの助言）とまとめ
- ◎被害者への心のケア（いじめられた子どもへの支援）
- ◎いじめた子どもへの指導、支援
- ◎周囲の子どもへの指導、支援

再発防止策の徹底

説明・報告

周知・共通理解

報告
報告書の作成

【いじめ防止対策委員会】

(校長・教頭・教務・児童生徒指導主任
養護教諭・学年主任・当該学年教員・SC・
日本人会・他)

- ・関係児童生徒の状況確認
- ・再発防止策の進捗の確認
- ※継続指導・経過観察

解消に向けた指導・支援

関係保護者

教職員

報告

学校運営委員会
台北市政府教育局
文部科学省

【いじめ防止対策委員会】

- ◎解消の確認（いじめの行為が少なくとも3か月以上ないこと、被害を受けた子が心身の苦痛を感じてないことの2つの要件が満たされている状態）

解消確認

共有と報告
教職員
関係諸機関
関係保護者等

学校組織を挙げての再発防止策
の実践

継続指導・経過観察・未然防止